

議案第50号

清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年6月8日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年清水町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。